

徳島県食の安全・安心基本指針の改定について

1 改定の背景・趣旨

この基本指針は、「徳島県食の安全安心推進条例」に基づき、本県の「食の安全安心に関する政策の羅針盤」として平成16年度に策定し、その後も、食を取り巻く環境変化に対応し随時改定を重ねてきたところである。

このたび、最終改定（平成29年）から約4年が経過し、食品衛生法の改正により新たに制度化された「HACCPに沿った衛生管理」が令和3年6月から完全施行されたことや、昨年7月に消費者庁の恒常的拠点である「消費者庁新未来創造戦略本部」が県庁に開設されたことなどから、去る7月19日に徳島県食の安全安心審議会に諮り、改定案を取りまとめた。

2 主な改定内容

（1）「食の安全安心に関する法令改正」への的確な対応

- ① 食品衛生法改正を踏まえた「HACCPに沿った衛生管理の推進」を反映
- ② 「HACCPによる重要管理ポイント」に重点をおいた「監視指導の強化」を明記
- ③ 「頻繁な食品表示基準の改正」に対応するため、「ポータルサイトの活用」による「事業者目線に立った情報提供実施」を明記

（2）「消費者庁新未来創造戦略本部との連携」による先駆的な取組みの推進

- ① 戦略本部との食の安全安心に関する「モデルプロジェクトの推進」を明記
- ② 本県を「実証フィールド」とする「モデル事業の全国展開」を目指すことを明記

3 今後のスケジュール

10月上旬 公表予定